

最終更新日:2023年6月26日

社会福祉主事講座

社会福祉主事とは、都道府県および市町村の福祉事務所等で従事する公務員のことを指します。

社会福祉主事資格は任用資格であるため、任用資格を取得しただけでは社会福祉主事を名乗ることはできません。任用資格を取得した上で、公務員として採用され、福祉事務所等に配属されて初めて社会福祉主事を名乗ることができます。

公務員に採用されて活かされる資格ですが、社会福祉の基礎的な学習をした目安とされることから、高齢者施設、児童福祉施設、障がい者施設等の社会福祉施設において、社会福祉主事任用資格取得者を希望する求人も見受けられます。

社会福祉主事任用資格所持者が活躍する職場

- ・都道府県および市町村の福祉事務所の現業員、面接相談員(公務員)
- ・社会福祉協議会や民間の社会福祉施設の職員

社会福祉主事講座の開講科目

社会福祉主事講座を受講するにあたっては、まず1年次11～12月に行われる「教職課程・資格講座登録ガイダンス」を受講し、12月にKONECOで課程・講座登録を行ってください。

- 必修科目 「社会福祉の原理と政策」
- 選択必修科目 以下10科目の中から2科目以上修得
「高齢者福祉」「障害者福祉」「児童・家庭福祉」「社会保障」「貧困に対する支援」
「地域福祉と包括支援体制」「社会学と社会システム」「心理学と心理的支援」
「家庭福祉論」「医療福祉論」

※他学部履修で修得した科目は、本資格の必要科目として使用できません。

教職課程・資格講座 事務担当連絡先

〒154-8525 東京都世田谷区駒沢 1-23-1

駒澤大学 教務部 教務課 課程講座係 (1号館1階 教務部2番窓口)

平日 9:00～18:00 土曜 9:00～12:00

※夏季休業期間中は平日9時～17時のみ。全学休業期間中は受付なし。

電話 03-3418-9120 FAX 03-3418-9114 E-mail kyoushoku@komazawa-u.ac.jp